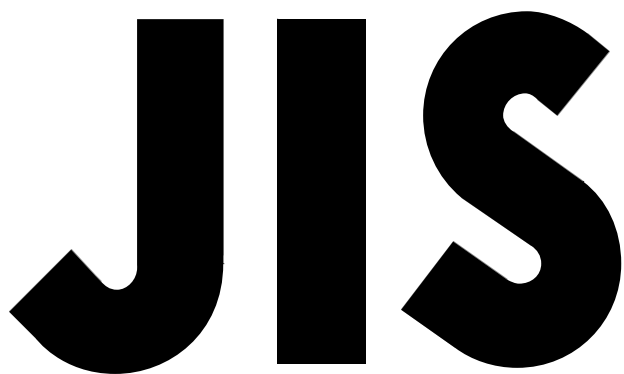




適合性評価－製品認証の基礎 及び製品認証スキームのための指針

JIS Q 17067 : 2014
(ISO/IEC 17067 : 2013)

平成 26 年 1 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会適合性評価部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	飯 塚 悦 功	東京大学名誉教授
(委員)	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	梶 島 裕美枝	イオン株式会社
	河 村 真紀子	主婦連合会
	木 村 昌 司	一般財団法人日本建設業連合会
	久 保 真	公益財団法人日本適合性認定協会
	小 泉 和 夫	公益財団法人医療機器センター
	小 林 憲 明	一般財団法人日本品質保証機構
	住 本 守	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	高 久 昇	一般財団法人日本規格協会
	武 田 貞 生	ISO 副会長 (一般財団法人海外産業人材育成協会)
	椿 広 計	大学共同利用機関法人情報システム研究機構
	徳 田 博 保	独立行政法人国立環境研究所
	長谷川 幸 生	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	藤 澤 浩 道	株式会社日立製作所
	藤 間 一 郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	二 木 幹 夫	一般財団法人ベターリビング
	松 本 芳 彦	一般社団法人日本化学工業協会
	八 木 隆 義	一般社団法人日本鉄鋼連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.1.20

官 報 公 示：平成 26.1.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 適合性評価部会 (部会長 飯塚 悦功)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット認証課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	2
2 引用規格.....	2
3 用語及び定義.....	2
4 製品認証.....	3
4.1 製品認証の概念.....	3
4.2 製品認証の目的.....	3
5 製品認証スキーム.....	3
5.1 基本.....	3
5.2 製品認証スキームにおける機能及び活動.....	4
5.3 製品認証スキームのタイプ.....	5
6 製品認証スキームの開発及び運用.....	7
6.1 一般.....	7
6.2 製品認証スキームと製品認証システムとの関係.....	7
6.3 スキームオーナー.....	8
6.4 製品認証スキームの開発.....	8
6.5 スキームの内容.....	9
6.6 スキームの維持及び改善.....	11
6.7 スキーム文書.....	12
参考文献.....	13
解 説.....	14

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。これによって、**JIS Q 0067:2005** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

適合性評価－製品認証の基礎 及び製品認証スキームのための指針

Conformity assessment—Fundamentals of product certification and guidelines for product certification schemes

序文

この規格は、2013 年に第 1 版として発行された **ISO/IEC 17067** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にはない事項であるが規定内容の理解の促進のために補足した事項である。

この規格は、製品認証の基礎を説明し、製品認証スキームのための指針を提供するものである。この規格において“製品”という用語は、“サービス”又は“プロセス”と読み替えることもできる。

製品が設計、生産、流通、使用及び最終的に処分される間に、購入者、使用者及び社会全体にとっての懸念を生じることがあり得る。このような懸念は、安全、健康若しくは環境への影響、耐久性、両立性、又は意図した目的若しくは明示された条件に対する適切性に関係することがある。

一般的に、これらの懸念は、規格などの規準文書に、要求される製品特性を規定することによって対処される。

そして製品の供給者は、製品が規準文書の要求事項に適合していることを実証する責任をもつ。

供給者にとっては、製品の適合性について、自ら評価及び宣言を行えば十分かもしれないが、それ以外に、使用者又は規制当局が、力量をもつ公平な第三者による適合性評価の実施を要求することがある。

製品の規定要求事項が満たされていることの実証についての評価及び公平な第三者の証明を製品認証という。

この規格は、製品認証スキームの構築及び管理の方法について概要を示すものである。この規格は、製品の試験、検査、監査など、製品認証の基礎となる共通の評価手法を特定する。

この規格は、製品認証に関与する者、特に製品認証スキームオーナー又は製品認証スキームオーナーになるうとしている者が用いることを意図している。製品認証スキームオーナーには、次の者を含むことができる。

- a) 製品認証機関
- b) 政府及び規制当局
- c) 購入代理店
- d) 非政府組織
- e) 業界団体及び小売業組合
- f) 消費者団体

この規格は指針だけを提供しており、要求事項を含んでいない。この規格は、製品認証機関に対する要